

〈資料紹介〉

## 宇土細川家で編纂・制作された『細川家譜』

山田 貴 司

はじめに

江戸時代に肥後を治めた大名・肥後細川家の家譜というところ、まさきに想記されるのは『綿考輯録』であろう。肥後細川家の藩祖とされる細川幽斎・忠興父子に加えて、細川忠利・光尚父子の事績をまとめたこの家譜は、細川重賢の治世に熊本藩士・小野武次郎景辰（景湛）が編纂したもの。昭和六三年（一九八八）から平成三年（一九九一）にかけて活字化されたこと<sup>1</sup>もあり、現時点でもっとも名の知れた存在となっている。

ただし、忘れてならないのは、肥後細川家の家譜は『綿考輯録』に留まらないことである。すでに土田将雄が整理しているように、一七世紀後半までに家譜の類は編纂されはじめている<sup>2</sup>。詳細は把握しきれないけれど、明治七年（一八七四）に太政官へ最後の家譜が提出されるまでに、両手の指では足りないほどの編纂機会を得ていたはずだ<sup>3</sup>。しかし、『綿考輯録』を除くと、各家譜の編纂経緯や概要はあまり紹介されていない。まして家譜の相互関係や他大名との比較などは、ほとんど手つかずの状況にある。

肥後細川家に係る家譜研究のこうした現状を踏まえつつ、本稿で

は、熊本県立美術館所蔵『細川家譜』（以下、熊美甲本と呼称）を取り上げる。平成二〇年度に当館が収集した熊美甲本は、以下述べていくように肥後細川家の分家・宇土細川家で編纂・制作された家譜の写本であり、原本は家譜類の中でも早い時期に成立したものと考えられる。しかし、その全容はまだまだ知られていない<sup>4</sup>。

したがって今回は、構成や書籍の概要を簡単に紹介すると共に、編纂・制作の経緯について検討を加え、家譜編纂の歴史における熊美甲本の位置と特質を探る手がかりとしたい。

### 第一章 構成と書籍の概要

手はじめに本章では、熊美甲本の構成と書誌情報を確認した上で、記載内容を簡単に紹介していこう。

#### 1 構成と書誌情報

熊美甲本は、黒漆塗りの箆笥に収められた二九冊で構成される（口絵4参照）。箆笥の法量は、高さ四八・五cm、横幅二五・三cm、奥行三四・五cm。鍵の付された蓋には朱漆で「家譜」と書かれ、蓋

裏や中蓋の両面には熊美甲本に含まれる冊子リストと編纂・制作の経緯が朱漆で記されている（なお、朱漆書の詳細については、第二章第1節を参照）。

収められた二九冊を表題と内容に従って整理すると、一三種類の書籍に分類できる。その構成をまとめたものが、次頁に掲げた【表】である。書籍の内でもっとも多い分量を占めるのは、中世の細川家について記した「自家便覧」一五冊。次いで、近世大名としての基礎を築いた細川幽斎・忠興父子の伝記がそれに続く。

その一方で、「忠興事記」と「当家雑記」、「当家消息往来」と「細川家消息往来」、「忠興公御状之写」と「忠利公御状之写」のように、一冊に合綴された書籍も見られる。次節で述べるように、恐らくこれらは「自家便覧」や各伝記の執筆にあたって調査・収集された史料集というべきもの。あるいは、こうした性格を織り込んだ上で、意図的に合綴されているのかもしれない。

体裁に注目すると、内容に関わらず、各冊子の表紙や本紙（楮紙）には同じ料紙が用いられている。装丁は、何れも袋綴。法量は縦二七・八cm前後、横二〇cm前後であった。

また、各書籍の最後には、宇土細川家五代当主・細川興文が奥書を加えている。何れも、明和二年（一七六五）に河島安志が書写をスタートし、翌年に完了したことを記録する内容だ。つまり熊美甲本は、河島という人物の筆により、右に示した時期に一括して書写・制作されたものと考えられる（なお、書写・制作の経緯については、第二章第1節を参照）。

## 2 各書籍の概要

それでは、一三種類に分類される書籍は、それぞれどういった内容を有しているであろう。全文を翻刻・掲載すると膨大な分量になるので、さしあたり今は書籍ごとに概要を紹介するをしたい。

（1）「自家便覧」（以下、「」に示した書名は外題による）

鎌倉時代末期から桃山時代に至るまで、中世における細川家の歴史をつづった一五冊の書籍。各冊子の冒頭には、内題と掲載記事の年代を記す。

一冊目冒頭の一文によると、本書は細川家の「其形迹のかつゝのこれるを拾ひ、年号の次第にまかせ、善悪の用捨なく書きあつめ侍る」もの。「氏族の古へを慕ひ、遠きを追ひ、某ハ是にして某ハ非なることを、しるへきの一助」とすべく、編纂されたという。

各冊子は、歴代天皇の治世を区切りとして編まれている。一冊目は後醍醐天皇の時代で、鎌倉幕府が滅亡する正慶二年（元弘三年、一三三三）からスタート。最後の一五冊目は、正親町天皇の時代を取り上げる。

内容を見ると、文面はひとつ書きで編年順に歴史的事象を取り上げ、ところどころで史料を引用・参照するという年譜形式。記述の対象は、肥後細川家の先祖とされた和泉上守護細川家に留まらず、本家に位置した細川京兆家、多くの支流で形成された細川一門を視野に収める。分量的に大きな割合を占めているのは、鎌倉時代末期から南北朝時代にかけての事柄。この時期だけで八冊に及ぶ。室町幕府の成立にともなう細川家興隆の様子と先祖たちの動向を、詳細

【表】 熊本県立美術館所蔵『細川家譜』（熊美甲本）を構成する書籍一覧

番号	外題（割書は〈 〉で示した）	内題	奥書	墨付 丁数	「自家便覧」内題に 記された掲載時代 及びその他備考
(1)	自家便覧 一	有	無	55	後醍醐・光厳院の時代
	自家便覧 二	有	無	70	光明・後醍醐・後村上 院の時代
	自家便覧 三	有	無	66	後光厳・後村上院の時代
	自家便覧 四	有	無	80	後光厳・後村上院の時代
	自家便覧 五	有	無	61	後光厳・後村上院の時代
	自家便覧 六	有	無	62	後光厳・後村上・長慶 院の時代
	自家便覧 七	有	無	54	後円融・長慶・後龜山 院の時代
	自家便覧 八	有	無	87	後小松・後龜山院の時代
	自家便覧 九	有	無	64	後小松・称光院の時代
	自家便覧 十	有	無	70	後花園院の時代
	自家便覧 十一	有	無	120	後土御門院の時代
	自家便覧 十二	有	無	81	後柏原院の時代
	自家便覧 十三	有	無	70	後奈良院の時代
	自家便覧 十四	有	無	55	後奈良院の時代
	自家便覧 十五	有	有	82	正親町院の時代 「武將治罰之次第」を 追加記載
(2)	藤孝公譜〈自天文三年／天正十二年〉乾	有	無	61	
	藤孝公譜〈自天正十三年／至慶長十五年〉坤	無	有	58	
(3)	忠興公譜 一〈自永祿六年／至文祿元年〉	有	無	70	
	忠興公譜 二〈自文祿二年／至慶長五年／八月廿四日〉	無	無	70	
	忠興公譜 三〈自慶長五年八月廿五日／至季冬〉	無	無	65	
	忠興公譜 四〈自慶長六年／元和元年〉	無	無	84	
	忠興公譜 五〈自元和二年至正保四年 并御家老・御城代・御道具付〉	無	有	73	
(4)	忠興事記	有	無	68	「当家雑記」と合綴
(5)	当家雑記	有	有	73	「忠興事記」と合綴
(6)	当家消息往来	有	無	41	「細川家消息往来」と 合綴
(7)	細川家消息往来	有	有	54	「当家消息往来」と合綴
(8)	忠興公御状之写	有	無	72	「忠利公御状之写」と 合綴
(9)	忠利公御状之写	有	有	121	「忠興公御状之写」と 合綴
(10)	家譜抜書	無	有	51	
(11)	立孝公一代覚書〈自元和元年／至正保二年〉	有	有	23	
(12)	行孝公一代覚書〈自寛永十四年／至元祿三年〉	有	有	14	
(13)	正保二年 井門宗中覚書写	有	有	18	

に記したためであろう。

なお、この八冊に引用・参照された史料を確認すると、一次史料で目につくのは洞院公賢の日記『園太暦』。肥後細川家の「始祖」に位置づけられる細川頼有の菩提寺・建仁寺塔頭永源庵の旧蔵文書も多く引用・参照されている<sup>5)</sup>。二次史料としては、『太平記』『梅松論』といった同時代の軍記物、『後太平記』『太平記評判秘伝理尽鈔』『本朝通鑑』『続本朝通鑑』といった江戸時代前期の軍記物・歴史書が目立つ。ただし、引用・参照に際しては一次史料と二次史料を相互比較して史料批判を行い、事実関係を判断しているケースも少なくない。

九冊目から一一冊目の半ばにかけては、一般的な時代区分でいう室町時代の事柄を記載。南北朝時代と比べて、引用・参照した一次史料はだいぶ増加している。記録の類としては、中国・明との遣り取りを伝える『善隣国宝記』、室町幕府の政所代・蜷川親元が記した『親元日記』、細川一門の文芸活動を示す『堯孝日記』『草根集』といった和歌関係資料を引用・参照。文書としては、引き続き永源庵旧蔵文書が多く見える他、備中・伊予の分郡守護を務めた細川野州家に伝来した家文書<sup>6)</sup>、細川頼之の菩提寺であった地藏院の所蔵文書<sup>7)</sup>、また「長祿二年以来慈照院殿御代殿中行事略」と称される故実書などが引用・参照される。

一一冊目後半から一四冊目は、いわゆる戦国時代を記載対象とする。引用・参照史料の面から見てとくに充実しているのは、管領・細川政元が起こした明応の政変により、足利將軍家が分裂・対立し

た明応・文龜・永正年間あたりの記事。年次比定に難は残るものの、『大友家文書録』掲載とおぼしい文書群を存分に引用・参照し<sup>8)</sup>、当時の政治状況と政元の動向を追う。また、戦国時代に入り京都近郊に係る事柄が増えたためであろうか、ここに至り西岡の地侍・革嶋家の家文書が引用・参照されはじめている<sup>9)</sup>。

一五冊目は、將軍足利義輝が暗殺された永祿八年（一五六五）までを区切りとして記載。その後には、同九年から天正一四年（一五六六）に至る時期の事柄、すなわち織田信長の台頭と室町幕府の滅亡、信長・豊臣秀吉の天下統一に向けた政治的動向を記す「武將治罰之次第（武將天下を治罰し給ふの次第）」が続く。「武將治罰之次第」は、もはや細川家の歴史をメインとするものではないが、正親町天皇の治世を最後まで記すためにあえて掲載したのであろう。

#### (2) 「藤孝公譜」

肥後細川家の祖に位置づけられる細川幽斎（藤孝）の伝記。天文三年（一五三四）から天正一二年（一五八四）までの記事を含む「乾」の冊子と、天正一三年から慶長一五年（一六一〇）までの記事を含む「坤」の二冊で構成され、「乾」の冒頭には「藤孝公年譜」と内題が記される。

内容を見ると、幽斎の受給・発給文書を中心とする総計一〇五通の文書、幽斎自詠の和歌、典籍の奥書などを豊富に引用・参照。編年順に事績を書き上げていく年譜形式で生涯をつづっている。

#### (3) 「忠興公譜」

細川幽斎の子息で、近世大名としての基礎を築いた藩祖・細川忠

興の伝記。五冊で構成され、一冊目の冒頭には「忠興公年譜」と内題が記される。「藤孝公譜」と同じく、編年順に事績を書き上げる年譜形式で生涯をつづり、一冊目は永祿六年（一五六三）から文祿元年（一五九二）まで、二冊目は文祿二年から関ヶ原合戦直前の慶長五年（一六〇〇）八月二十四日まで、三冊目は同年八月二十五日から同年末まで、四冊目は慶長六年から元和元年（一六一五）まで、五冊目は元和二年から正保四年（一六四七）までの記事を収録。五冊目の後半には、家老・城代の人名リスト、ゆかりの道具類を書き上げた「御家名物之大概」を掲載する。

内容的には、関ヶ原合戦前後の記事が手厚いという特徴。この戦いが、肥後細川家にとって歴史的な分岐点となったためであろう。忠興の受給・発給を中心に多数の文書を引用・参照し、その総計は一六九通に及ぶ。

#### (4) 「忠興事記」

細川忠興に関係する文書や連歌懐紙など八〇通弱を掲載する書籍。内題も「忠興事記」と記す。大半は家臣や他大名へ宛てた忠興発給文書で、家老・松井家の家文書を典拠とするものが目立つ。

ただし、右に紹介した「忠興公譜」との関係を検討すると、「事記」掲載文書はほとんど「公譜」に見られない。ということは、本書は「公譜」編纂のために調査・収集したものの、引用を見送った文書をまとめた史料集なのかもしれない。

#### (5) 「当家雜記」

細川忠興・興元・忠利に関係する文書の他、細川幽斎の菩提寺・

南禅寺天授庵の由来、忠興に仕える家臣の由緒を書き上げた覚書などを五〇件あまり掲載する書籍。内題も「当家雜記」と記す。書きぶりや掲載順に脈絡はなく、文字どおり「雜記」というべき内容だ。なお、本書は「忠興事記」と合綴されている。

#### (6) 「当家消息往来」

細川忠利の発給文書の他に、茶人・千利休や古田織部の書状、室町幕府に仕えていた頃の細川幽斎に係る文書類など六一通を収めた書籍。内題も「当家消息往来」と記す。忠利書状は小田豊斎や松井興長といった家臣、そして子息・光尚に宛てたもの。利休や織部の書状は、すべて松井康之宛。かかる宛先の状況を勘案すると、主に肥後細川家と松井家の家文書を掲載したものといえよう。

ただし、「藤孝公譜」や「忠興公譜」に引用された文書はほとんど見られない。やはり、引用を見送った文書をまとめた史料集というべき書籍なのであろう。

#### (7) 「細川家消息往来」

中世の細川家に関係する文書一五一通を掲載する書籍。内題は「細川家消息往来之案」と記す。冒頭に「大伴家国箸ノ拔書」とあるように、掲載文書の多くは文明年間から天文年間にかけて細川家と大友家の間で遣り取りされたもの。一〇〇通以上は、「大友家文書録」ないしそれに類する大友家の史料を典拠にするとおぼしい。その他には、細川奥州家の家文書、革嶋家文書などを掲載する。

掲載文書を「自家便覧」と比較してみると、同書には八九通が引用されている。したがって、「当家消息往来」のように引用を見送っ

た文書をまとめた書籍ではない。引用の是非を問うことなく、「自家便覧」編纂のために調査・収集した文書を整理したものと考えられる。

なお、本書は「当家消息往来」と合綴されている。

(8) 「忠興公御状之写」

細川忠興の発給文書六四通、受給文書二通を掲載する書籍。内題も「忠興公御状之写」と記す。発給文書のほとんどは、細川忠利に宛てたもの。さらにその大半は、永青文庫所蔵・熊本大学附属図書館寄託の文書を典拠とし、東京大学史料編纂所編『大日本近世史料 細川家史料』（東京大学出版会）に翻刻されている。

ただし、注意すべきは「忠興公譜」との関係。「公譜」に引用されているのは、一通だけである。このことを勘案すると本書は、「忠興事記」などと同様に、引用を見送った文書を史料集的にまとめたものと考えられる。

(9) 「忠利公御状之写」

細川忠利の発給文書八〇通を掲載する書籍。内題は「忠利公御状之写」と記す。大半は、寛永一四年（一六三七）から翌年にかけて起きた天草・島原の乱とその戦後処理に係る文書。宛先に注目すると、子息・細川光尚に宛てたものが一五通、幕閣や將軍側近、島原へ派遣された幕府の上使・目付に宛てられたものが五〇通ほど、残りは肥後細川家の家臣や細川立孝に宛てられた書状である。多くは永青文庫所蔵・熊本大学附属図書館寄託の文書を典拠とし、現時点で五〇通あまりが『大日本近世史料 細川家史料』に翻刻されている。

ただし、これらの文書は他の書籍にまったく引用されておらず、また、熊美甲本に忠利の伝記は含まれていないため、現時点で本書の位置づけはよくわからない。第二章第4節で後述するように、より原本に近い『細川家譜』の諸本（卷子本）には「忠利公譜」が含まれているので、あるいはこれに関係するのかもしれない。

なお、本書は「忠興公御状之写」と合綴されている。

(10) 「家譜抜書」

文字どおり、「忠興公譜」を抜粋して一書とした書籍。内題はない。天正一八年（一五九〇）から寛永一六年（一六三九）に及ぶ記事のほとんどは、細川忠興と徳川家康・秀忠父子、江戸幕府に関係するもの。徳川家との関係を手取り早く確認するために、整理された書籍であろうか。ただし、抜粋といっても文章はそのままではなく、簡略化されたり、省略された箇所も見られた。

(11) 「立孝公一代覚書」

「立孝」とは、細川忠興の子息・細川立孝のこと。宇土細川家初代当主となった細川行孝の父である。いったんは出家したものの、還俗。隠居した忠興のもとで育ち、その「家督」継承者に指名されたが、結局は忠興より先に死去した。

本書は、その立孝の年譜。内題は「立孝公御一代之覚」と記す。文書や記録は引用・参照せず、簡明に生涯をつづる。忠興が立孝に自身の隠居領を継がせようとした経緯、宇土細川家成立の背景などが要領よくまとめられている。

ちなみに、宇土細川家の家臣・井門家には、本書とほぼ同内容の

書籍が伝来するといふ。<sup>(10)</sup>

(12) 「行孝公一代覚書」

宇土細川家の初代当主・細川行孝の年譜。内題は「行孝公御一代之覚」と記す。内容を見ると、引用された文書は一通のみ。宇土細川家成立の経緯に多少の紙面を割く他は、「立孝公一代覚書」と同様に簡明な記述で生涯をつづる。

なお、「立孝公一代覚書」と同様に、『井門家文書』には本書と同名の書籍が伝来<sup>(11)</sup>。両者を比較すると、熊美甲本は慶安四年（一六五二）四月二〇日の記事を欠き、井門家文書本は承応三年（一六五四）以降の記事を欠くという相違が見られた。

(13) 「正保二年 井門宗中覚書写」

細川立孝が死去した時の様子にはじまり、細川忠興の死去を経て、立孝の息子・細川行孝が宇土で取り立てられた経緯、すなわち正保二年（一六四五）前後に細川家で起こった一連の出来事をつづる書籍。内題は「正保二年 井門宗中覚書之写」と記す。

本文末に見える井門次郎左衛門の奥書によると、本書の記主は、立孝・行孝父子に仕えた宇土細川家の家臣・井門宗中。京都の神道家・萩原兼従に預けられていた行孝が熊本へ下向した経緯など、知られていないこともあるので、憚りながら井門家より差し上げたものといふ。<sup>(12)</sup>

また、同奥書には「外ノ二冊ハ、承伝之通、控ヲ以書付申候」とも記されている。宇土細川家の成立に係る内容の共通性を勘案すると、「外ノ二冊」とは「立孝公二代覚書」「行孝公一代覚書」のこと

を指しているのかもしれない。

## 第二章 編纂・制作の経緯

前章では、熊美甲本の構成と書誌情報、各書籍の概要を確認した。それでは、かかる構成・内容を有する熊美甲本は、いつ、誰によって編纂・制作されたのであろう。そして、これに類する『細川家譜』の諸本は他にも存在するのだろうか。

本章では、熊美甲本の位置と特質を抑えるために、これらの疑問を検討してみたい。

### 1 細川興文の記す編纂・制作の経緯

熊美甲本の編纂・制作の経緯を考えるにあたって参考になるのは、「自家便覧」一五冊目に記された奥書と、黒漆塗りの筆筒の蓋に朱漆で記された由緒書である。これらを記したのは、一八世紀後半にかけて宇土細川家当主を務めた細川興文であった。

それでは、ここに興文はどのような事柄を書き残しているのだろうか。長文になるけれど、「自家便覧」一五冊目の奥書を【史料1】として、筆筒の中蓋に記された由緒書を【史料2】として、表蓋の裏に記された由緒書を【史料3】として掲載しよう。

【史料1】（史料中の丸数字・傍線は筆者。割書は〈 〉で示した）

①此自家便覧十五冊并二

幽齋公譜二冊、三齋公譜五冊、細川家消息往來之案、当家消息往來、忠興公御狀之写、忠利公御狀之写各一冊（忠興事記一冊／当家雜記一冊／都合廿八冊）、行孝公ノ所編撰也、草稿ハ侍医前田玄篤綴之、清書ハ山羽平藏以誓戒写之、其比写本一通本家江進上之といへとも、全篇は不揃由也、仍而我家代々相伝て為宝也、已前より回祿之災を恐、一箱となし、捧を貫し、急成時は持出る覚悟にて、常に用ノ間に有之といへとも、因無類本、万一の事あらハ、先祖之丹誠を空せん事可謂不孝也、草稿少々ハ雖在、於宇土不全備故、②多年此事而已憂る所ニ、用人河島安志此事を聞て、秃筆をいとはず、命候ハ、用之暇ニ漸々書写、二通となし、江戸・宇土兩地に分置可然と申により、其意に任せぬ、明和二年冬より筆を始め、翌三年首夏ニ至不殘写終ぬ、我等校考之、玉崎昌雄、有井義風、帆足通貞、各以誓戒侍読す、誤字・落字等ハ加自筆、前本と相違無之者也、於是免多年之憂、可謂安志之功なり、依而為後証與書如件、

③立孝公 行孝公兩代之覚書各一冊、井門次郎左衛門信之所自記也、有孝公 興生公 興里公三代及興文代までの記録は、近來命柴崎長之、使凡子萬、平羽田則当録之、別為一箱畢、後代逐此例而、弥不可有疎略者也、

明和三年丙戌五月 興文（朱印）

【史料2】

家譜目録

- 一、自家便覽 十五冊 一、細川家消息往來之案 一冊
- 一、幽齋公譜 二冊 一、当家消息往來 一冊
- 一、三齋公譜 五冊 一、忠興公書狀之写 一冊
- 一、忠興事記 一冊 一、忠利公書狀之写 一冊
- 一、当家雜記 一冊 一、家譜拔書 一冊

①右廿九冊者、高祖父行孝公博搜諸家之伝記、普索諸人之見聞輯録、以為細川一家之書、嘗使前田玄篤編之、山羽平藏書之、爾來相伝在江戸之邸、於今子孫知

祖宗之統業者、幸頼此書之存、貽厥孫謀可謂至矣、②常恐此書無別本、而江戸之多火災、一旦為烏有、於是河島安志請曰、不嫌臣之拙書、則瞻写之、以備不虞焉、予喜許之、③即以安志所写之本置諸江戸、以旧本藏諸宇土之府庫、因記其意趣如此、  
明和三年丙戌秋七月六日  
中務少輔細川興文謹識（朱文方印）

【史料3】

立孝公 行孝公兩代之覚書各一冊、井門信之所筆記也、有孝公 興生公 興里公三代及興文代之記録者、近頃命柴崎長之、使凡子萬、平羽田則当編之、而別為一箱畢、後代繼志、逐此例而、記録不可有疎略也、

明和三年丙戌秋七月六日

中務少輔細川興文謹識（朱文方印）



【史料1】傍線部①及び【史料2】傍線部①によると、そもそも「自家便覧」「幽斎（藤孝）公譜」「三斎（忠興）公譜」「細川家消息往来之案」「当家消息往来」「忠興公御状之写」「忠利公御状之写」「忠興事記」「当家雜記」「家譜拔書」<sup>13</sup>は、細川行孝の命によって前田玄篤が編纂し、山羽平藏が清書したものであるという。先述のごとく行孝は、正保三年（一六四六）に宇土細川家初代当主となり、元禄三年（一六九〇）に死去した人物。すなわち、熊美甲本に含まれる書籍のほとんどは、遅くとも元禄三年までに成立していたと考えられる（なお、具体的な成立時期については、本章第4節を参照）。

また、【史料1】傍線部③及び【史料3】傍線部によると、「立孝公一代覚書」「行孝公二代覚書」は宇土細川家の家臣・井門次郎左衛門信之が記したものである。右の書籍群よりも遅れて、行孝の死後に成立したとおぼしい。

これらの書籍（以下、家譜原本と呼称）は、「祖宗之統業」を知らしめる貴重書として、「宝」として代々相伝され、江戸の宇土藩邸に安置されていた。また、一部の写本は本家（肥後細川家）にも伝えられたという。しかし、全巻を備えた家譜原本は一セットのみ。宇土細川家では、長年にわたり火災による焼失を恐れていた。

かかる懸念に備え、家譜原本のコピーが制作されたのは明和年間のことであった。【史料1】傍線部②及び【史料2】傍線部②によると、火災の心配を耳にした「用人」河島安志は、「拙書」でなければ「用之暇ニ」に家譜原本を「漸々書写」して二セットとなし、ひとつを江戸に、ひとつを宇土に分置することを興文に提案。興文

の承諾のもと、明和二年（一七六五）冬に書写をはじめ、翌年夏までに書き上げた。これを受けて興文は、帆足通貞などに誤字・脱字のチェックを指示。最終的に写本を完成させていく。これが紹介中の熊美甲本、すなわち熊本県立美術館所蔵『細川家譜』である。

全巻を備えた『細川家譜』は、こうして明和三年に二セットとなった。【史料2】傍線部③によると、興文は新たに完成した写本を江戸に置き、「旧本」（家譜原本）を「宇土之府庫」に置くとしている。記事どおりであれば、熊美甲本は江戸の宇土藩邸に置かれていたものと考えられよう。

## 2 『細川家譜』編纂の背景

前節で検討した細川興文の証言によると、家譜原本の大半は、細川行孝の命により元禄三年（一六九〇）までに成立していた。これは、本家・肥後細川家における家譜編纂に先行する動き。先行研究によると、本家は、同時期までにこれほど本格的な家譜を完成させてはいなかった<sup>14</sup>。それではなぜ、行孝は先んじて家譜編纂に着手したのであろう。

といっても、行孝が家譜編纂に取り組んだ理由はよくわからない。时期的には、江戸幕府による『本朝通鑑』編纂や諸大名における家譜編纂の影響も考えられるけれど<sup>15</sup>、推測の域をでない。現時点では、彼を取り巻いていた政治的な事情と文化的な事績を勘案し、想像をたくましくするより他ない状況だ。

政治的な事情としては、宇土細川家の成立プロセスに係る問題が

注目される。以前少し論じたように<sup>(16)</sup>、もともと宇土細川家の流れは細川忠興とその愛息・細川立孝の關係に由来する。忠興は、元和六年（一六二〇）に細川忠利へ家督を譲って隠居。しかし、実際には広大な隠居領（小倉時代は中津領、熊本時代は八代領）と独自の家臣団を抱え、本家から半ば独立した「別家」のごとく振る舞い、自身の死後は隠居領と道具類を立孝へ譲ろうと考えていた。ところが、忠利と立孝、そして忠興が相次いで死去したことで、この目論見は破綻。本家を継いだ細川光尚は、立孝の子息・行孝を宇土で取り立て、忠興の道具類をそこに収めることで問題の決着を図った。正保三年（一六四六）のことである<sup>(17)</sup>。

こうした経緯を見た時、家譜編纂の背景として注意すべきは行孝の政治的立場であろう。隠居領問題の結果として取り立てられ、ゆかりの道具類を継承していた行孝は、ある意味で隠居した忠興の「後継者」であった。加えて、慶安二年（一六四九）に細川光尚が死去し、まだ幼い細川綱利の家督相続をめぐって熊本藩領の分割案がとり沙汰された際には、綱利の後見役として加増を受けるといふ噂も立っている<sup>(18)</sup>。こうした事実を踏まえるなら、細川家の歴史と由緒を物語る道具類を手もとに置き、それをも材料としつつ曾祖父・細川幽斎や祖父・忠興の事績を整理する家譜編纂には、宇土細川家の正統性を内外に強調せんとする行孝の思いが込められていたと考えられよう。

行孝が家譜編纂に取り組んだ背景として、もうひとつ抑えておきたいことは、これ以前に幽斎の自詠和歌集『衆妙集』の編纂を企画

し、実現していた事実である。飛鳥井雅章の記した『衆妙集』跋によると、寛文九年（一六六九）以前に、行孝は忠興の孫にあたる烏丸資慶に幽斎の自詠和歌集編纂を依頼。寛文九年に資慶が死去すると、それを雅章に依頼したという<sup>(20)</sup>。

行孝が『衆妙集』編纂を企画した理由もまた、詳らかではない。これについても、右に述べたような政治的な事情が影響していたのであろうか。何れにしても、この一件を見る限り間違いないのは、祖先に対する行孝の興味・関心は寛文年間後半までに高まっていたことだ。家譜編纂は、行孝の興味・関心と文化的な営みの延長線に位置しつつ、企画されたとも考えられよう（なお、この可能性については、次節も併せて参照）。

### 3 編纂に向けた調査

薄弱な根拠に留まるけれど、細川行孝による家譜編纂の背景を考えてみた。次いで本節では、編纂の前提となったであろう調査についても検討を加え、経緯の一端をさらに解明してみたい。

細川忠興ゆかりの道具類を継承した結果、細川行孝のもとには本家・肥後細川家に勝る史的情報が蓄積されていたとおぼしい。しかし、それだけでは第一章第2節で確認したごとき内容を有する書籍群は編纂しえない。

そこで編纂に向けた動向を探ってみると、管見の限りでは、遅くとも寛文九年（一六六九）までに行孝は調査をスタートさせていた。たとえば、「藤孝公譜」に掲載された古今伝授誓状・証明状は、行

孝が烏丸資慶（寛文九年に死去）に依頼し、入手した写本を典拠とする<sup>(21)</sup>。「衆妙集」編纂に向けた動きが具体化する中で、すでに家譜編纂は意識されはじめていたのであろう。

これ以後、行孝は点在する細川家ゆかりの文物や史跡を丹念に調べていく。京都方面では、武田玉翁という家臣を用いて調査を展開。丹波や丹後にまで範囲を広げ、細川家の菩提寺とその所藏品、細川家に仕えた武士の家文書や系図、城跡の情報などを入手している。たとえば、肥後細川家は延宝元年（一六七三）に建仁寺塔頭永源庵から和泉上守護細川家ゆかりの品々を譲渡されたが、事前にそれらの所在情報を入手し、行孝へもたらしたのは玉翁であった<sup>(22)</sup>。また、延宝六年に玉翁は、かつて細川幽齋に仕えた京都西岡の地侍の子孫・革嶋幸忠を訪問。青龍寺城時代における幽齋の動向や、同地の国衆のことを尋ねたという<sup>(23)</sup>。

各書籍に引用・参照された文書やエピソードを見る限り、こうした調査は本家・肥後細川家や家中の武士にも及んだ。とくに目立つのは、家老・松井家に伝来した文書群の存在。この時点で、すでに幽齋・忠興父子の歩みを示す根本史料に位置づけられている<sup>(24)</sup>。

また、「自家便覧」「細川家消息往来」に、豊後の戦国大名であった大友家（一度は断絶するも、一七世紀後半に再興され、高家として存続）の史料が掲載されていることにも注意が必要であろう。調査は、他の武家にまで及んでいた可能性が高い。

以上のように行孝は、長期的に、かつ幅広い分野と範囲において調査を実施していた。こうしたプロセスを経つつ編纂は進められ、家

譜原本は成立していったのである。

#### 4 諸本の存在

ところで、ここまで紹介してきた熊美甲本の他に『細川家譜』の諸本は現存するのであろうか。先に掲載した【史料1】【史料2】を見る限り、明和年間には少なくとも「旧本」（家譜原本）、本家へ献上された「写本」（ただし、全備せず）、宇土に所蔵される「草稿少々」が存在したはずだ。以下、これまでに筆者が把握しえた諸本を列記し、現存状況の確認に代えよう。

（1）熊本県立美術館所蔵乙本

じつは、熊本県立美術館にはもう一セット『細川家譜』が所蔵されている（口絵5参照。以下、熊美乙本と呼称）。熊美乙本は熊美甲本と共に伝来し、平成二〇年度に一括収集されたもの。両者を比較すると、以下のような相違点が見られた。

① 箱書きのない木箱に収められ、「忠興事記一冊、当家雑記一冊、細川家消息往来之案一冊、当家消息往来一冊、忠興公御状写一冊、同一冊、家譜抜書一冊」と記された畳紙が付随する。

② 全二七冊で構成され、熊美甲本に見られた「忠興事記」「忠興公御状之写」「立孝公一代覚書」「行孝公一代覚書」「正保二年 井門宗中覚書写」は含まれていない。

③ 何れの書籍も、奥書を有していない。

④ 「自家便覧」「藤孝公譜」「忠興公譜」「家譜抜書」について

は、熊美甲本と行数・文字数は同じ。わずかに字句の異動が見られる。<sup>(25)</sup>「当家雜記」「当家消息往来」「細川家消息往来」「忠利公御状写」の字配りは相違。

- ⑤ 料紙の質や法量にばらつきが見られる。「自家便覧」「藤孝公譜」「忠興公譜」には縦二八・二cm前後、横二〇・五cm前後のやや光沢のある料紙（雁斐まじり？）が、「当家雜記」には縦二七・六cm、横一八・七cmの、「当家消息往来」「細川家消息往来」「忠利公御状写」には縦二七・二cm前後、横一八・二cm前後の野紙が、「家譜抜書」には縦二九cm、横二一・八cmの楮紙が用いられている。

以上を踏まえると、現時点で熊美甲本と熊美乙本は一括して伝来しているけれど、本来は別々に制作されたもののようなのだ。奥書の有無や不揃いな構成・形態、字句の異同状況などを勘案すると、どちらかといえば熊美乙本が先行して制作されたのかもしれない。

#### (2) 公益財団法人永青文庫所蔵本

肥後細川家に伝えられた美術工芸品や歴史資料を保管・公開する公益財団法人永青文庫の所蔵品の中にも、『細川家譜』の諸本とおぼしいものが存在する。現時点で完全に把握しているわけではないけれど、確実なところでは「自家便覧」（熊本大学附属図書館寄託〈四・七・三一〉）がそのひとつであろう。

永青文庫本「自家便覧」は一五冊で構成され、それぞれの法量は縦二八・七cm前後、横二〇・六cm前後。料紙は楮紙で、表紙には「自家便覧」と記した題箋が付される。なお、熊美甲本「自家便覧」

と比較すると、以下のような相違が見られた。

- ① 行数・文字数が熊美甲本と異なる。
- ② 熊美甲本では料紙天部の余白や行間に記されていた追記・註記の一部が、本文に組み込まれている。
- ③ 「の」「乃」「て」「天」といった仮名表記がところどころ異なる。
- ④ 永青文庫本「自家便覧」は、奥書を有していない。

奥書等はなく、今のところ永青文庫本「自家便覧」の制作経緯や時期はよくわからない。あるいは、これこそが本家・肥後細川家へ献上されたという「写本」の一部なのであろうか。何れにしても、②の相違点を勘案する限り、本書が熊美甲本の底本でないことだけは確実だ。

#### (3) 宇土細川家旧蔵卷子本

これまで「細川家自家便覧稿本」「細川家史稿本」などと呼ばれてきたセット（以下、卷子本と呼称）。筆者ははまだ実見の機会を得ていないけれど、現時点で把握している事柄を掻い摘んで述べておこう。

反町茂雄編『弘文莊敬愛書図録』（弘文莊、一九八二年）に記された解題によると、卷子本はもと宇土細川家旧蔵の品。現在は、個人所蔵となっている。他の諸本と違って卷子に仕立てられており、全二六巻のうち二二巻が現存。本来は、以下のような構成であったという。

- ①「後醍醐院」 ②「光明院」 ③「崇光院」  
 ④「後光厳院 上」 ⑤「後光厳院 中」 ⑥「後光厳院 下」  
 ⑦「後円融院」 ⑧「後小松院 乾」 ⑨「後小松院 坤」  
 ⑩「後花園院」 ⑪「後土御門院」 ⑫「後柏原院」  
 ⑬「後奈良院 乾」 ⑭「後奈良院 坤」 ⑮「正親町院」  
 ⑯「藤孝公譜 一」 ⑰「藤孝公譜 二」 ⑱「忠興公譜 一」  
 ⑲「忠興公譜 二」 ⑳「忠興公譜 三」 ㉑「忠興公譜 四」  
 ㉒「忠興公譜 五」 ㉓「忠利公譜」 ㉔「細川家累代画像集」  
 ㉕「熊本藩四代重臣名簿」 ㉖「細川之系図」

このうち、欠本は③・⑨・⑩・⑫・⑮の五巻。

熊美甲本と構成を比較してみると、①と②の巻首に「自家便覧」と記されていること、歴代天皇ごとに区切るといふ編纂状況から、①～⑮は「自家便覧」にあたる卷子群。つまり、「自家便覧」「藤孝公譜」「忠興公譜」の構成は符合する。しかし、その一方で卷子本の⑯～⑲（四巻を一巻に合本）は熊美甲本に含まれない。

東京大学史料編纂所のマイクロフィルム（一九八一—二二八一—など）によりつつ「自家便覧」「藤孝公譜」の内容を熊美甲本と一部比較してみたところ、掲載記事はほぼ同じ。ただし、卷子本に見えない情報が熊美甲本に追記されるというケースが少なからず確認された。この点を勘案すると、セット全体の構成は一致しないものの、卷子本は熊美甲本に先行して成立した『細川家譜』であり、よりオリジナル（家譜原本）に近いものと考えられる。

それでは、卷子本はいつ頃制作されたのであろう。その手がかりは、付随する「懐紙二つ折りの目録」に残されていた<sup>(26)</sup>。前掲の二六巻を列記した後に、以下のごとく日付と差出、宛名が記されているのである。

【史料4】

都合二十六巻也、

天和三亥ノ 十二月廿七日 浅井作右衛門（印判）

佐方平左衛門殿

岡吉太夫殿

ここに登場するのは、何れも宇土細川家の家臣。この「目録」の意味を素直に解釈すれば、天和三年（一六八三）一二月に、浅井作右衛門から佐方平左衛門・岡吉太夫へ列記する二六巻が渡された（送られた）ことを示すものである。つまりこの日付までに、宇土細川家に卷子本が存在したことは確実である。

ひるがえってみると、このことは家譜原本の成立時期を考える上で重要な事実となる。本章第1節で述べたように、熊美甲本に含まれる書籍の多くは細川行孝時代の編纂と見なされたが、より厳密にいうと、少なくとも「自家便覧」「藤孝公譜」「忠興公譜」は天和三年までに成立していたと考えられるためだ。まさに行孝の生前にあり、延宝年間（一六七三～一六八一）頃に調査が進められていた事実と照らし合わせても、違和感のないタイミングといえよう。

そして、ここに紹介した卷子本は、家譜原本ないしその「草稿」に相当するセツトなのかもしれない。<sup>(27)</sup>

#### おわりに

本稿では、熊美甲本の書誌情報、冊子の構成と内容、家譜原本の編纂と写本（熊美甲本）の制作経緯、これまでに確認しえた諸本の概要について述べてきた。具体的な記述内容に踏み込むこともなく、不備の目立つ大ざっぱな説明に終始してしまった感は否めないけれど、以上を踏まえて最後に熊美甲本の性格と特質を改めて整理し、結びとしたい。

熊美甲本は、黒漆塗りの筆筒に収納される二九冊、一三種類の書籍で構成された。これらの書籍をあえて分類するならば、「自家便覧」「藤孝公譜」「忠興公譜」「家譜拔書」など、年譜形式で細川家の歴史をつづった家譜本文編といふべき書籍群、「忠興事記」「当家雜記」「当家消息往来」「細川家消息往来」「忠興公御状之写」「忠利公御状之写」など、家譜編纂のプロセスで調査・収集された文書・記録や覚書、家譜本文編への引用を見送った文書などを整理した家譜史料編といふべき書籍群、「立孝公一代覚書」「行孝公一代覚書」「正保二年 井門宗中覚書写」など、家譜本文編や家譜史料編とは別の機会に編纂された宇土細川家の家譜（宇土細川家譜編）の三つにわけることができよう。細川家の歴史をつづる家譜本文編のみならず、編纂のベースとなったであろう家譜史料編が併せて伝来して

いることは、熊美甲本の特質のひとつである。

家譜原本の編纂と写本（熊美甲本）の制作経緯に目を転じると、細川興文がいうには、原本の大半（家譜本文編と家譜史料編）は細川行孝の命によって編纂された書籍。中でも家譜本文編にあたる書籍群は、天和三年（一六八三）までに成立したものであった。

ただし、この時点で分家の当主・行孝が家譜編纂に着手した動機はよくわからない。想像をたくましくするならば、発想の背景には、江戸幕府や諸大名における歴史書編纂の流れに加え、細川忠興の隠居領を継承する格好で成立した宇土細川家の正統性を強調する意図、そして曾祖父・細川幽斎の自詠和歌集『衆妙集』の編纂を烏丸資慶や飛鳥井雅章に依頼した行孝の文化的な営みが関係していたのかもしれない。

ともあれ、本稿で紹介してきた熊美甲本は、こうして成立した家譜原本をコピーしたもののひとつ。万が一の焼失に備え、興文のもとで明和二年（一七六五）から翌年にかけて制作され、江戸に置かれた（はずの）写本であった。

それでは、このような家譜原本の編纂経緯、そして写本（熊美甲本）の制作経緯を踏まえると、熊美甲本にはどのような史料的价值が見出されるのであろう。最後に、少しだけ述べておきたい。

特筆すべき史料的价值のひとつは、家譜原本が編纂され、さらにその写本（熊美甲本）が制作された経緯と時期が明確に確認できることだ。永青文庫をはじめ、各地の所蔵先にはさまざまな細川家の家譜が伝えられているけれど、ここまで具体的に経緯・時期を伝え

るものは意外と少ない。他の家譜と内容を比較したり、引用・参照史料を利用したり、掲載された記事を活用する際に、こうした情報は重要な史料批判の材料となる。

もうひとつ特筆すべき点は、引用・参照された文書・記録の豊富さである。たとえば、各書籍に掲載される文書をリスト化してみると、その総数は一〇〇〇通を超えた（ただし、重複する文書も見られる）。このことは、家譜編纂にあたり実施された広範囲かつ緻密な調査の状況を物語ると共に、当時は閲覧しえた文書の存在を私たちに示唆する。管見の限りでは、現時点で未紹介の文書（すなわち、今日までに失われてしまったとおぼしい文書）が少なからず含まれているのだ。

ただし、文書ごとに典故は必ずしも明記されておらず、利用にあたっては、典故の確定と史料批判を行わなければならない。したがって、各書籍に含まれる史的情報を適切に整理・抽出し、広く紹介して活用しやすい環境を作り出すことが、今後解決すべき課題のひとつであろう。

こうした点については、改めて取り組む機会を設けることとした。

## 【註】

(1) 石田晴男・今谷明・土田将雄編『出水叢書 綿考輯録』全七巻（汲古書院、一九八八～一九九一年）。

(2) 土田将雄「解説―『綿考輯録』の成立まで―」（『綿考輯録 第一巻』一九八八年）。

(3) 肥後細川家における家譜編纂の状況については、前掲註(2) 土田論文、土田将雄「解説―細川家記録の編集次第について―」（『綿考輯録 第三巻』一九八九年）、川島慶子「熊本細川藩における系譜・家譜編纂―『御筆類目録』の検討を通して―」（『地方史研究』二九一、二〇〇一年）などを参照。

(4) 熊美甲本の存在は、拙稿A「細川家の名物記「御家名物之大概」考」（熊本県立美術館編・発行『永青文庫の至宝展』二〇一一年）、同B「足利義材の流浪と西国の地域権力」（天野忠幸・片山正彦・古野貢・渡邊大門編『戦国・織豊期の西国社会』日本史料研究会企画部、二〇一二年）などと言及し、たびたび引用・参照史料を活用してきた。しかし、その全容を紹介した文献は管見に入らない。

(5) 「自家便覧」に引用・参照された永源庵旧蔵文書の大半は、現在、公益財団法人永青文庫所蔵となっている。なお、その伝来経緯と概要については、拙稿「永青文庫所蔵の「中世文書」」（熊本大学文学部附属永青文庫研究センター編『永青文庫叢書 細川家文書 中世編』吉川弘文館、二〇一〇年）を参照。

(6) 細川野州家文書というべき文書群（細川家文書）は、現在、下関市立長府博物館所蔵となっている。その概要については、『山口県史 史料編 中世4』（山口県）を参照。

(7) なお、地蔵院文書は、現在、京都大学総合博物館所蔵となっている。

(8) 「自家便覧」一一以降には、細川京兆家と豊後守護・大友家の遣り取りを示す文書が数多く引用・参照されるが、それらを『大友家文書録』（大分県史料三一―三四）掲載文書と突き合わせてみたところ、その多くは同じ文書であった。

また、「自家便覧」一一に見える（明応二年）閏四月一五日付赤松政則

- 書状には、「大友家国箒」という典拠が示されている。あるいは「大友家国箒」とは、『大友家文書録』のことを指すのだろうか。現時点では確定できないが、何れにしても「自家便覧」に『大友家文書録』そのもの、ないしそれに類する大友家の史料が引用・参照されたことは確実である。
- (9) 革嶋家文書は、京都西岡の地侍・革嶋家に伝わった文書群。現在は、一括して京都府立総合資料館所蔵となっている。
- (10) 光永文照校註「立孝公・行孝公・有孝公御三代記 付宗中覚書」(『宇土市史研究』一〇、一九八九年)。なお、熊美甲本「立孝公一代覚書」と比較すると、同本には墨書・朱書による追記があり、細川立孝に付された物頭二五名を記したりリストが差し込まれていた。
- (11) 前掲註(10)「立孝公・行孝公・有孝公御三代記 付宗中覚書」。
- (12) なお、前掲註(10)「立孝公・行孝公・有孝公御三代記 付宗中覚書」は、宮村典太編『盤桓隨筆 卷二一』(熊本県立図書館所蔵)に収録される「井門宗中覚書」を翻刻・掲載している。
- (13) なお、【史料1】傍線部①には「家譜抜書」の名前が見えない。しかし、二ヶ月後に記された【史料2】には掲載されているので、これもまた細川行孝の命によって編纂されたものなのだろう。
- (14) 前掲註(2) 土田論文。
- (15) 『本朝通鑑』は、神代より後陽成天皇の時代に至る歴史をつづつたもの。江戸幕府の命を受けて林羅山・鶯峰父子が編纂し、寛文一〇年に完成した。また、諸大名における家譜編纂の動きとしては、たとえば福岡藩黒田家では同時期に『黒田家譜』の編纂が進められ、数度の改稿を経て宝永元年に完成している。
- (16) 前掲註(4) 拙稿A。
- (17) 宇土細川家の成立経緯については、松下宏則「宇土支藩の成立」(宇土市史編纂委員会編『新宇土市史 通史編第二卷 中世・近世』宇土市、二〇〇七年)、前掲註(4) 拙稿Aを参照。
- (18) 前掲註(4) 拙稿A。
- (19) 前掲註(17) 松下論文。
- (20) 土田将雄編『衆妙集』(古典文庫、一九六九年)。
- (21) なお、烏丸資慶から細川行孝へ送られた古今伝授誓状・証明状の写本は、現在、熊本市立熊本博物館所蔵となっている。
- (22) このあたりの経緯については、前掲註(5) 拙稿及び同「和泉上守護細川家ゆかりの文化財と肥後細川家の系譜認識」(森正人・稲葉継陽編『細川家の歴史資料と書籍』吉川弘文館、二〇一三年)を参照。
- (23) 「源家革嶋之伝記」『革嶋家文書』(京都府立総合資料館所蔵)。なお、江戸時代における肥後細川家と革嶋家の関係については、吉田ゆり子「武士への憧れ―「系図」と「家伝記」―」(『史資料ハブ地域文化研究』七、二〇〇六年)を参照。
- (24) なお、最終的に松井家には四万点を超える文書が伝えられ、現在は財団法人松井文庫と熊本大学附属図書館に分割して所蔵されている。肥後細川家や熊本藩の歴史・文化を研究する上で、最も重要な史料群のひとつである。
- (25) たとえば、「藤孝公譜」一冊目をサンプルに字句の異動を確認すると、熊美甲本は外題を「藤孝公譜 乾」と記すのに対し、熊美乙本は「藤孝公譜 一」と表記。本文に目を転じると、人物や語句に関する補足記事の文頭に付される「○」が、熊美甲本「藤孝公譜」一冊目には二箇所ほど見られなかった。
- (26) 「細川家自家便覧稿本」解題(反町茂雄編『弘文荘敬愛書図録』弘文荘、一九八二年)。
- (27) もっとも、卷子本の位置づけを確定するにはまだまだ材料が不足する。やはり実見の上で書誌情報と内容を確認し、改めて比較検討を進める必要がある。数多く残された、今後の課題のひとつである。



---

## 熊本県立美術館 研究紀要 第13号

平成25(2013)年3月31日発行

編集・発行 熊本県立美術館

熊本県熊本市中央区二の丸2番 〒860-0008

TEL 096-352-2111 FAX 096-326-1512

印刷・製本 コロニー印刷

熊本県熊本市西区二本木3-12-37

TEL 096-353-1291 FAX 096-353-1294

BULLETIN OF KUMAMOTO PREFECTURAL MUSEUM OF ART・Volume XIII.

Edited and Published by Kumamoto Prefectural Museum of Art.

Produced by Colony Printing

Copyright: Kumamoto Prefectural Museum of Art. 2013. Printed in Japan.

---